

第一百三十二回国会
衆議院

地方行政委員会議録 第十一号

平成七年三月二十四日(金曜日)
午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 川崎 二郎君

理事 塩谷 立君

理事 穂積 良行君

理事 山名 靖英君

理事 北沢 清功君

理事 石橋 一弥君

田野瀬良太郎君

西田 進君

岡島 正之君

富田 茂之君

山崎広太郎君

池田 隆一君

濱田 健一君

吉田 公一君

畠山健治郎君

穀 永井 英慈君

上田 鴻三君

鈴木 鐵夫君

平林 勇君

斎藤 駿介君

根本 甲君

栗原 裕康君

谷 洋一君

匠君

同日 辞任

山本 公一君

根本 匠君

吹田 晃君

加藤 万吉君

濱田 健一君

同日 辞任

山本 公一君

根本 匠君

吹田 晃君

加藤 万吉君

補欠選任

山本 公一君

根本 匠君

吹田 晃君

濱田 健一君

同月二十四日

古物営業法の一部を改正する法律案(内閣提出第

九二号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

九二号)

古物営業法の一部を改正する法律案(内閣提出第

九二号)

古物営業法の一部を改正する法律案(内閣提出第

九二号)

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第七八号)

案(内閣提出第七八号)
警察に関する件

○川崎委員長 これより会議を開きます。

●

警察に関する件について調査を進めます。

この際、去る二十日発生しました地下鉄駅構内

毒物使用多数殺人事件について野中国家公安委員

会委員長から報告を聴取いたします。野中国家公

安委員会委員長。

○野中國務大臣 地下鉄駅構内毒物使用多数殺人

事件及び品川区先路上における公証役場事務長被

害の逮捕監禁事件検査に伴いますオウム真理教関

係箇所に対する捜索の実施状況について御報告を

申し上げます。

まず、地下鉄駅構内の毒物使用多数殺人事件に

つきまして申し上げます。

去る三月二十日午前八時過ぎころ、朝の通勤

ラッシュ時間帯をねらい、當日地下鉄日比谷線、

丸ノ内線、千代田線において、何者かが不審物を

車両内に置き去つたことにより、車両及び築地駅

等十六駅の構内にサリンと推定される有毒ガスが

立ち込め、乗客等多数が死傷するという事件が発

生いたしました。改めて、犠牲となられた方々に

謹んでお悔やみを申し上げますとともに、負傷さ

れました方々に心からのお見舞いを申し上げる次

第であります。

事件認知をいたしました直後におきましては、

警視庁においては、三月二十二日の早朝より約二

千五百名体制で、都内を初め静岡県内、山梨県内

のオウム真理教関係箇所合計二十五カ所を捜索

します。

また、残念ながら拉致されました被害者の発見

救出には至っておりませんが、捜索場所に不法に

監禁されていた他の被害者の救出を図るとも

に、監禁していた犯人四名を逮捕したところであ

ります。

いずれにいたしましても、拉致された被害者の

早期救出に努めますとともに、捜索によって発見、

押収された大量の薬品と思われる物件がどのように

な意図により保管されていましたか等、その背景につ

いて現段階では判然としませんが、早急にその全

容の解明を図るべく捜査に万全を期してまいります。

存であります。

なお、本日午前八時、大阪府警におきまして、大

阪大学学生の拉致事件に関連をいたしまして、オ

ウム真理教関係箇所四カ所の一齊捜査に入つておるところであります。

以上申し上げ、詳細は政府委員より説明をさせます。

○川崎委員長 次に、補足説明を垣見警察庁刑事局長から聽取いたします。垣見警察庁刑事局長。

○垣見政府委員 ただいま大臣から御報告いたしましたことに関し、補足をして説明させていただきます。

○垣見政府委員 ただいま大臣から御報告いたしましたことに関し、補足をして説明させていただきます。地下鉄駅構内毒物使用多数殺人事件でございますけれども、同事件による被害の状況は、本日八時現在、死者十名、負傷者約三千七百名となつております。

現在までの捜査状況でございますが、事件発生当日、警視庁築地警察署に約三百名体制の特別捜査本部を設置し、現場において発見・押収した遺留物の分析、目撃情報の入手など所要の捜査に全力を尽くしているところでございます。

犯行に使用された有毒ガスにつきましては、現場に遺留されていた物件を回収するなどして、警視庁の科学捜査研究所等におきまして、多角的に鑑定を実施しているところでございますが、現時点におきまして有機燃素物質であるいわゆるサリントである疑いが極めて強いという状況にござります。

また、現場で目撃された不審者につきましても、その特定に向け鋭意捜査を続行しているほか、乗客など多数の関係者から情報の入手等に努めておりますが、残念ながら、現時点におきましては犯人を特定するまでの有力な情報の入手には至つていませんといふ状況でございます。

先ほど大臣からの報告にもございましたように、本件は、有毒ガスを使用し、わずかの間に数千名の死傷者を出すというこれまでに例を見ない悪質非道な犯行でございまして、国民の皆様方に多大な不安感を抱かせた事件でありますことから、一刻でも早く犯人を検挙して事案の全容を解明すべく、警察の総力を挙げて捜査に全力を尽くしてまいり所存であります。

なお、昨年六月長野県で発生いたしました松本サリン事件につきましては、その解明に向け長野県警において捜査続行中でありますものの、残念ながら犯人検挙には至つておりますが、この事件も今回の事件同様、犯行にサリンと思われる有毒ガスが使用され、多くの死傷者を出した悪質な事件でありますことから、薬品入手ルートの解明や、動機、背景などに關し聞き込み捜査など所要の捜査を推進し、早期解決に努めるよう督励をしてまいり所存でございます。

次に、オウム真理教関係箇所に対する捜査等の実施状況についてであります。この事件は、その形態からして何らかのトラブルに端を発するものと思料されたことから、警視庁におきましては、捜査本部を設置し、所要の捜査を行いましたところ、オウム真理教関係者が深くかかわり、かつ犯行に及んだものとの確証を得たことにより、三月二十二日早朝を期して、オウム真理教東京総本部を初め、静岡県、山梨県内所の関係箇所に対し捜査を実施したものでござります。

その結果、残念ながら被害者の発見救出には至りませんでしたが、山梨県内のオウム真理教施設に不法に監禁されていた他の男女六名を救出するとともに、その不法監禁の犯行にかかわった信者と見られる四名の者を現行犯逮捕しております。

また、捜索により、それぞれの箇所から薬品様の物品を含め相当量のものを押収いたしております。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申しあげます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、道府県民税について阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅財産等の利子等に係る利子割の額を還付する等の措置を講ずることといたしております。

その二は、事業税についての改正であります。事業税につきましては、阪神・淡路大震災に伴い申告等の期限が延長された場合における中間申告納付の特例等を講ずることといたしております。

その三は、不動産取得税についての改正であります。

る物品が存在していたことなどから、それらの背景等をも含め、徹底してその全容解明に努めてまいる所存でございます。

○川崎委員長 以上で報告は終わりました。

○川崎委員長 次に、ただいま付託となりました内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。野中自治大臣。

地方税法の一部を改正する法律案 (本号末尾に掲載)

○野中國務大臣 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申しあげます。

阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図る等のため、固定資産税及び都市計画税の特例措置並びに不動産取得税の非課税措置を講ずる等の必要があります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申しあげます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、道府県民税について阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅財産等の利子等に係る利子割の額を還付する等の措置を講ずることといたしております。

その二は、事業税についての改正であります。事業税につきましては、阪神・淡路大震災に伴い申告等の期限が延長された場合における中間申告納付の特例等を講ずることといたしております。

私ども、これは国民ひとしくと思いますが、大変驚くべきこのよつた無差別大量毒物殺傷事件と致事件についての捜査状況の御報告をいたしました。地方税法の改正法案もござりますが、まず、しき毒物による無差別殺人事件についての御報告。それから同時に、公証人役場の坂谷さんの拉致事件についての捜査状況の御報告をいたしました。地方税法の改正法案もござりますが、まず、

ただいまの報告に関して質問をさせていただきまます。

不動産取得税につきましては、被災市街地復興土地区画整理事業に係る復興共同住宅区内の土地の共有持ち分等の取得について、非課税措置を講ずることといたしております。

その四は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

○川崎委員長 以上で報告は終わりました。

○川崎委員長 次に、ただいま付託となりました内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。野中自治大臣。

地方税法の一部を改正する法律案 (本号末尾に掲載)

○野中國務大臣 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申しあげます。

阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図る等のため、固定資産税及び都市計画税の特例措置並びに不動産取得税の非課税措置を講ずる等の必要があります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申しあげます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、道府県民税について阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅財産等の利子等に係る利子割の額を還付する等の措置を講ずることといたしております。

その二は、事業税についての改正であります。事業税につきましては、阪神・淡路大震災に伴い申告等の期限が延長された場合における中間申告納付の特例等を講ずることといたしております。

もはこれを報道で知ったとき、即座に思ひ浮かべたのは、例の松本市における、これもサリンとおぼしき毒物による殺傷事件であります。警察当局は、このような松本の事件が起つた後、こうした恐るべき毒物による不特定多数の市民をも巻き添えあるいはねらつた事件が発生するのではないのかということが懸念されておつたのは事実だと思います。

そうしたことを考えますと、あの松本事件の後、今回のような事件を予期して対策を検討しておられたのかどうか、その辺をまずお伺いいたします。

○垣見政府委員 お答えいたしました。

委員御指摘の、いわゆる松本における有毒ガスによる多数の死傷者の事件発生後、捜査を通じまして同物質に対する鑑定知識の向上、流通ルートの解明等に当たってきたところでございます。

事件の早期解決による犯行の動機の解明、さらには危険物の除去が同種事件の再発防止につながる

という観点から、全国警察を挙げて関連情報の収集に努めるなど、措置を講じてきたところでございま

る、引き続きその観点からこの事件についても捜査を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○櫛谷委員 並行しての、仮谷さんの拉致事件は、

これは捜査によってオウム真理教の関係者が介在

しておられたということによって今回の強制捜査に至つたということなんでしょうが、このような、

松本事件、それから今回の拉致事件、そして地下鉄サリン殺傷事件、その三つに介在して、上九一

色村のオウム真理教の施設があるところ、近傍で

の毒物検出といったようなことから、点と線を結

びつけるような類推をしますと、どうもオウム真

理教という極めて特異な宗教団体はおかしな団体

だなと国民一般に思つてゐるわけであります。そ

の団体が重大な犯罪行為を、これまでにもどうも

そうした事件を発生させたようなことがあるし、そ

うでもないことをやりかねないというような懸念

を持っていたのではないでしようか。

そうしますと、まず、サリン事件はさておいて、オウム真理教というこの特異な宗教団体について、犯罪の防止という観点からの予防措置を含め

て対策はどんなふうに、これは警察当局は関心を持つて、あるいは準備をしておられたのか、その辺はいかがでしようか。

○垣見政府委員 お答えをいたしました。

御案内のように、警察におきます捜査活動は、法令に従いまして証拠に基づき実施をいたすものでございまして、今般、品川における公証役場に勤務の方の拉致監禁事件の関係で令状をとり、東京都、山梨県、静岡県における関係施設につきま

して広範に捜索をいたしたわけでござりますけれども、これらは所要の手続、準備を行つた上で実施をいたしたものでございます。

なお、申し上げるまでもなく、警察におきましては、いかなる個人、団体でございましても、刑罰法令に触れる違法行為があれば、事件の捜査を尽くし、事件の実態に応じて厳正に対処するという考え方で活動をいたしているところでございま

す。

○櫛谷委員 それではお伺いしますが、あの山梨の上九一色村を初めオウム真理教の各地の施設等についての捜査令状は、どういう名目で令状をとつたんでしょうか。家宅捜査令状の趣旨を御説明いただきたいと思います。

○垣見政府委員 お答えをいたします。

今般行いました捜査の令状の容疑は、先般東京都の品川区内におきまして公証役場の事務長である仮谷さんが帰宅途中に車に連れ込まれて拉致監禁をされたという容疑事案を捜査し、その容疑事案の裏づけのため捜索令状を請求し、被害者の救

出、犯人の発見、証拠物の押収を目的として実施をいたしたものでございます。

○櫛谷委員 別件逮捕とか別件捜査というような言葉があるのは御存じだと思います。私どもは、どうもこの一連の事件が相互に関連しているんじゃないかというふうに、これはマスコミの皆さ

んもそんなふうに思つておられるでしようけれども、そこは言葉じりをとらえられて後で問題にされることはいう配慮もあるのでしょうか、皆さんも慎重な言い回しをされています。

だけれども、すばり言いますと、拉致事件、不法監禁事件としてどった令状のもとで実際に大規模に数千人の警察官を動員して捜査している目的は、私ども国民から見れば、どうも怪しい、あるいは地下鉄サリン事件の関連、関係を探つて、踏み込んで証拠をつかもうというような捜査をやつてくれるているんじやないかというふうにみんな思つておるんですね、これは、確かに今刑事局長がおつしやつたように、捜査に当たつては証拠に基づき適正な警察組織の運用、動員という施をいたしたものでございます。

なお、申し上げるまでもなく、警察におきま

しては、いかなる個人、団体でございましても、刑罰

法令に触れる違法行為があれば、事件の捜査を尽くし、事件の実態に応じて厳正に対処するという考え方で活動をいたしているところでございま

す。

○櫛谷委員 今大臣お話をございましたように、

こうした事件の今後の未然防止といふことから

は、有効な措置と考えられるなら特別立法をもつて必要な手は打つということは大変結構だと思

ます。

なお、これは刑事局長、参議院の方の委員会で

あります。

の制定の検討をお願いをしたり、またこの種事犯

任は私自身が負うことを國松警察署長官にも申し

上げまして、厳正かつ果敢な処置を、対応を要請

したことあります。

今回の一連の捜査につきましても、すべての責

任は私自身が負うことを國松警察署長官にも申

し上げまして、厳正かつ果敢な処置を、対応を要請

したことあります。

罪と言わなくてはならないと存じておる次第であ

ります。

このような悪質な事件に対し

まして、全國警察を挙げて犯人の早期検挙と再発

防止に努めて、國民の不安を一刻も早く解消する

ことが必要であると考えております。

今回の一連の捜査につきましても、すべての責

任は私自身が負うことを國松警察署長官にも申

し上げまして、厳正かつ果敢な処置を、対応を要請

したことあります。

罪と言わなくてはならないと存じておる次第であ

ります。

が、若干波紋を呼んで、今御指摘をいただいたような受けとめられ方をしているようでございますけれども、私も議事録をきちんとチェックしているわけでございませんので、また緊急の中で若干混乱をして申し上げたのもわかりませんが、地下鉄における多数の死傷した事件と今般捜索を行いました仮谷さんの拉致監禁事件の捜査と、関連をするというふうに考えた捜査をいたしているわけではございません。

ただ、御指摘いただきましたように、仮谷さんのが救出、犯人発見、証拠品の押収のための捜査に当たりまして大量の警察官を動員いたしました。また、ガスマスクなり防毒服等も準備をして捜索をいたしましたことは事実でございます。これも御案内のとおり、昨年、山梨県下のオウム真理教の施設の直近におきまして異常が発生をしたということで付近住民からの御連絡、訴え出等もございまして、私どもいろいろ調査、捜査をいたしましたが、その過程で、異臭が発生したと思われる直近の土砂を分析いたしましたところ、どうもサリンが生成された場合に検出されるというか、残るであろう残渣物と思われるものが発見をされておりまして、今回の捜索場所が大変広範なこともございますし、そういうサリンの残渣物と思われるものがその施設の直近から発見をされたというようなことも踏ままして、場合によってはサリンによる被害というような不測の事態も予測されるというか、予想して措置せざるを得ないという判断から、やや物々しい形に受け取られたかもわかりませんけれども、そういう備えとして捜索を実施したというところでございます。

○總積委員 けさの新聞にも書かれていますけれども、オウム教が拉致、監禁など相次ぐ不法行為を行ってきたことに對して、警察庁も特別捜査チームを編成して対処するというような報道があります。そうなれば、オウム教の最高責任者は例の麻原彰晃教主なる人物でしょう、この人物について所在を警察庁は把握し、この人物をめぐ

る不測の事態についても備えているかどうか、その一言だけちょっとお聞きいたします。

○垣見政府委員 個別的な捜査をいたしている事案に關連する御質問ですので、具体的にお答えするには差し控えさせていただきたいと思いますけれども、警視庁等、全国警察において必要と考えられるあらゆる措置というか、私どもの力にもちろん限界はございますけれども、私どもの力でできる可能な措置、手だてというのは全くしてあるものというふうに承知をいたしております。

○總積委員 時間の関係上、それではこの問題はそのくらいにしまして、地方税法の一部を改正する法律案については、私から質問のみ一問お聞きいたします。

阪神・淡路大震災の被災者なり被災企業に対し

まして国税の方で軽減措置をとる、あわせて、地方税についても一部改正法によつて措置をするとましても國税の方で軽減措置をとる、あわせて、地方法稅についても一部改正法によつて措置をするといふことは、時宜を得たことだと基本的には思ひます。ただ、この措置による固定資産税等の軽減措置は、阪神・淡路大震災の被災者、被災企業についてはとられるとして、それは、その前の雲仙・普賢岳あるいは北海道南西沖地震、三陸はるか沖地震等の被災者との関係において、税法上の公平さという観点からどういうことになるかといふ問題があるかと思ひます。

被災者にしてみれば、家をなくしたというようなことは同じだ、片方ではこうした軽減措置がとられるのに、私の方はどうしてくれますかと

いたがいまして、現行制度ではその被災も活力ある関西圏の再生を實現することを基

本理念とする阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律が制定されまして、阪神・淡路大震災の被災者に対しては既存の枠組みとは異なる対応を行うといふことがされたところでござります。

今回の震災税特法は、今申し上げました法律の趣旨を税制の分野で具体的に措置するというものでございまして、阪神・淡路大震災による被害に着目をいたしまして措置をしたというものでござりますので、御理解いただければと思ひます。

○富田茂之君 お答えいたします。

○富田委員 まず、本日の議題であります地方税法の一部を改正する法律案に関しまして、一点だけ御質問させていただきます。この法案の趣旨ではございませんが、一点ちよつと明確にしておきたいと思ひまして質問いたします。

○川崎委員長 富田茂之君 お答えいたします。

○佐野(微)政府委員 私ども、地方税におきまして今回このような案を御提案をさせていただいておりますのは、今回の震災につきましては、その被害の面から申しますと非常に範囲が広い、それからまた、同時に、大量、集中的に発生した極めて甚大な被害である、こういう点を考えますと、現行の諸制度が想定しておりますような灾害とはいろな点で性格を異にするのではないかという点が認められる場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置を適用す

るというようなことが規定されております。

この関係で、法案とか説明文書を見ますと、こ

ういうふうになつております。「当該土地を平成八年度分及び平成九年度分について、住宅が再建されるまでの間は、その敷地であつた土地を住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する」というふうになつておりますが、これは

その被害が広範な地域にわたり、同時、大量、集中的に発生した極めて甚大なものでございまして、いわゆるライフラインの寸断など社会インフラの諸制度が想定している災害とは面的、量的に相当異なるものでござります。また、我が国経済社会の大動脈において発生したこともございまして、その影響は阪神・淡路地域にとどまらず、我が国経済全体にかかわる問題となつていて、そこでございまして、現行制度ではその救濟、復旧への配慮に十分な対応ができるないという認識に至つたところでござります。

このような事情を背景といたしまして、阪神・淡路地域における生活の再建及び経済の復興を緊急に図るとともに、地震等の災害に対し、将来にわたって安全な地域づくりを緊急に推進しまつて活力ある関西圏の再生を實現することを基

た法律が制定されまして、この法律に基づきまして阪神・淡路復興対策本部が設置されるといたたなければ私の質問を終ります。

○竹内説明員 お答えいたします。

今回の阪神・淡路大震災でございますが、まず

今回の震災につきましては、特に阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律といつた法律が制定されまして、この法律に基づきまして阪神・淡路復興対策本部が設置されるといたたなければ私の質問を終ります。

この法律が制定されまして、この法律に基づきまして阪神・淡路大震災による被害における対応が行われているというように理解をしておるところでございます。

こういった趣旨を今回御提案いたしております法は税制の分野で具体的に措置をしたいと考えておるものでございまして、先ほど国税の方からいろいろな御説明がございましたけれども、国税における対応とあわせまして地方税における取り扱いにつきましても阪神・淡路大震災による被害に着目をいたしまして措置をしたというものでござりますので、御理解いただければと思ひます。

の特例の適用を受けるのだということで設けられた規定だと思います。このように「市町村長が認める場合に限り」というふうに限定的になりますと、どういう場合に認められるんだとか、そういう疑問が出てくるのだと思いますが、この規定の趣旨をちょっと御説明いただければと思います。

○佐野(徹)政府委員 今回の特例は、震災によりまして被害が極めて甚大かつ広範囲に及ぶ、こういう観点から、復旧に際しましての納税者の税負担に配慮する必要があるのではないか、特に住宅が滅失なり損壊をいたしました場合には、住宅が再建されるまでの間は、これまで住宅用地の特例を受けて税負担が軽減されていました土地につきましては引き続いて住宅用地とみなして税負担に変動がないよう措置する、こういう趣旨のものでございます。

この特例におきまして、今お話をございましたように、市町村長が認める場合に限る、こういうよう書かれてございますけれども、これは被災した住宅用地を、例えば事業用地と使用することが明らかである場合など、引き続き住宅用地として使用されない場合を排除することがその趣旨でございます。

○富田委員 なかなか被災者の方はそのあたり理解しにくいと思いますので、広報活動の方も十分行っていただきたいと思います。その点、希望します。

○佐野(徹)政府委員 なつかか被災者の方はそのあたり理解しにくいと思いますが、オウム真理教各施設に対する家宅捜索について何点か御質問させていただきます。

今回の家宅捜索は、仮谷清志さんの拉致事件に関するなされたという御説明でした。(二月二十八日の日中、本当に公道から突然一人の男性が連れ去られてしまうというとんでもない事件がありました。この事件について警察当局の方で捜査を進

められて、車に残された指紋等から容疑者を特定して家宅捜索に至ったと思うのですが、報道によりますと、かなり以前から家宅捜索の準備をされいたのではないかと思われます。また、先ほど穂積委員の方からお話をございましたが、三月十七日の時点で防毒マスク、防護衣等を警察庁の方から防衛庁に貸してもらいたいという依頼をされたり、また十九日には、自衛隊の朝霞駐屯地ですか、装着訓練等をされたというような報道もされております。

この準備状況が外部に漏れたのではないかなどはどういうふうに思えるのですが、そのあたりは警察庁はどういうふうに考えられているのでしょうか。

○垣見政府委員 お答えいたします。

ただいま御指摘がございましたように、本件捜索の容疑事案については大変複雑な事案ということで、警視庁におきましてはこれまで真剣にといふ全力を挙げて捜査をいたしてきたところでございまして、その過程で今回の捜索が実施されたわけでございます。今回の捜索を実施するに当たりましては、御指摘もございましたように、もちろん相当の準備期間を要する捜索ということを備をいたしております。

その捜索を実施する状況が相手方に漏れたのではないかというような御指摘の御質問かと思いますけれども、私ども捜査活動というものは、当然のことではございますが、それが実施するに当たっては御理解いただきたいと存じます。

○富田委員 不測の事態に備えて準備したという点については理解しないわけでもないのですが、この捜索の際に保護された女性の話といふことで新聞等で報道されていますが、「捜索前日に、警察が来るから」ということで六人が注射を打たれたり、薬を飲まされた」というふうな報道もあります。仮にこれが事実だとしたら、捜査側は準備万端と言つているけれども、この施設の中に収容されているいろいろな方がいらっしゃるわけですが、その人たちにとってどんなことがまた起きてしまうのかわからないというような事態も予想されただけでなく、この施設の中には、そのうち六人が病院に保護されたということですから、そのあたりについても十分な注意をして捜索をしていました。もう捜査と秘密というのがあらゆる機会に口を酸っぱくして捜査員に徹底をさせているところをございます。それは大原則でござります。もうそれは御指摘のとおりで、そういう捜索の情報等が事前に漏れるというのはあってはならないこととございます。

ただ、若干御説明をさせていただきますと、今回の捜索につきましては御案内のように捜索の範囲が大変広範囲でござります。警視庁の事案でござりますけれども、県外に捜索をいたしました。

しかも、多數の施設を捜索いたしました。また、先ほども穂積委員からの御質問のときに申し上げましたように、その捜索を実施する場所の直近でサミットで開催された点はどうだったのですか。警視庁はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○垣見政府委員 お答えいたします。

御指摘いたしましたように、今回大がかりな広範囲にわたる捜索を実施したにもかかわらず、危険ながら被害者の救出に至つておらないという判断で今回の捜索を実施したということを御理解いただきたいと存じます。

○富田委員 不測の事態に備えて準備したという点については理解しないわけでもないのですが、この捜索の際に保護された女性の話といふことで報道等で報道されていますが、「捜索前日に、警察が来るから」ということで六人が注射を打たれたり、薬を飲まされた」というふうな報道もあります。仮にこれが事実だとしたら、捜査側は準備万端と言つているけれども、この施設の中には、そのうち六人が病院に保護されたということですから、そのあたりについても十分な注意をして捜索をしていました。もうそれは御指摘のとおりで、そういう捜査と秘密というのがあらゆる機会に口を酸っぱくして捜査員に徹底をさせているところをございます。それは大原則でござります。もうそれは御指摘のとおりで、そういう捜査の情報等が事前に漏れるというのはあってはならないこととございます。

今回の捜索では、被害者である仮谷さん御自身の身柄の確保には残念ながらまだ至つておりません。東京、山梨、静岡と二十五施設ですか、かなり広範囲にわたって捜査されたわけですが、そういう関連施設については警察庁の方は全部把握されているのであります。

○垣見政府委員 先ほども申し上げましたように、捜査の個別具体的な内容については詳細申し上げるのは差し控えさせていただきますけれども、私ども、捜査上対象とする必要がある施設についてはいろいろ手だてを尽くして確認をし、ま

た所要の措置をとっているというふうに御理解をいただきたいと思います。

なお、宗教団体の施設がどのくらいあるかといふ点については、私どもの立場でお答えを差し控えさせていただきたいと存じます。

○富田委員 拉致事件の容疑者に対する捜査なのですが、いろいろな手段で尽くされているということですが、一部報道では、警察の方からオウム真理教側に、身柄をよこせ、引き渡せというような要求もされているというような報道もなされました。そういうような事実はあるのでしょうか。

○埴見政府委員 捜査におきまして犯人の逮捕というものは大変重要な事項でございまして、犯人が発見等された場合には、もう当然のことながら所要の手続をとつて逮捕するわけでございます。

今御指摘のような、当事者というか関係者と話ををして犯人の出頭を求めるというようなことをしているという事実は把握をいたしておりません。

○富田委員 一刻も早い仮谷さんの救出と犯人逮捕に向けて、全力を尽くしていただきたいと思っております。

それとの関係で、三月二十日に発生しましたいわゆる地下鉄サリン事件の関連で、ちょっと質問

今回、拉致事件の方の容疑で家宅捜索をした際には、オウム真理教の関連各施設から、かなり多量の薬物、薬品、本当にいろいろな種類のものが発見されたというふうに聞いております。

特に、サリンをつくる原材料になる三塩化燐、これが多量にあつた。また、三塩化燐を原材料にして、二工程ぐらい、いろいろな工程を加えて、最終段階でインプロビルアルコール、これを加える。このインプロビルアルコールも発見された。最後にもう一個、弗化ナトリウムですか、これも加えてサリンができるのだというふうに薬物の学習さんが説明されおりましたが、この弗化ナトリウムも大量に発見されている。こういう事実を

考えますと、これはやはりこの施設でサリンの生産の準備なりされていたのではないかなどというふうに思えるわけです。

また、この施設の中にサリンを製造することができるような設備が存在したというような報道もされています。一部の新聞では、サリン工場と断定というような大見出しをつけて報道しているような新聞社もございました。そのあたりは警察庁の方はどのように今回の捜索で掌握されたのでしょうか。

○埴見政府委員 お答えいたします。

ただいま御質問のございましたように、新聞報道等いろいろ報道されておりますが、多数の薬品類を押収したことは事実でございます。

ただ、現在、その内容については、専門家、科学捜査研究所、科学警察研究所等で分析中でございますので、その詳細及び評価については現段階ではお答えをいたしかねる点を御理解をいただきたいと思いますし、また、捜索現場の状況についても、もう私どもいろいろな格好で詳細を把握したいというふうに考えておるのですけれども、現在これらも整理、分析中で、捜索現場の状況がどういう評価に値するかについても現段階でのお答えを差し控えさせていただきたいと存じます。

○富田委員 先ほど穂積委員の方も言われていましたけれども、國民にわかりやすく、また國民の安心に結びつくよう捜査をしてほしいと穂積委員は指摘されておりました。

これだけの大量の危険な薬品があるという報道がされると、特に付近住民の方たちはもう心配でしようし、また、これがどんなふうに使われちゃうんだというふうなことで、かなり國民に対しても不安全感を広げるのではないかと思います。

きのうの捜査では、危険物が多過ぎるということで捜査を中断したというような情報も出ております。そのあたり、このまま薬物をこの施設に置いておいて大丈夫なのか、そういう点についてはどのように把握されているのでしょうか。

○埴見政府委員 お答えいたしましたときにお答え申し上げましたとおり、今回の捜査は二月二十八日に発生をいたしました公証役場事務長拉致事件の事案の解明のため実施をされたものでございまして、またその過程で、御指摘のようにいろいろな押収物等が発生をしております。

國民のいろいろ不安に思っている点を除去するよう手だてを尽くせという御指摘、まことにごもつともというふうに承知をいたしております。

ただ、御説明をさせていただきますと、少なくとも私どもが捜索をいたしました現場で、危険と思われるものについては押収をいたしております。そして、押収いたしたもののが大変多量でございまして、残念ながら運搬能力、その他の手当で、また場合によっては運搬途中で危険が生ずるといふようなこともありますので、そういう諸準備をして運搬する必要があるということで、一部分については御指摘のようにまだ現地に残つておりますけれども、その押収物の残つている現場には、当然のことながら警察官多數を配置して、それらが不法というか、問題を引き起こすことのないような措置をいたしているところでございます。

○富田委員 先ほど刑事局長の御説明では、拉致事件とサリン事件が関連しているというふうに断定して捜査しているわけではないのだ、御自分の発言が誤解されているとすれば、ということで御発言がありましたけれども、これだけの薬物があつて、外から見るとまるで化学工場のような風景もテレビに映つております。そういうのを見ますと、やはり穂積委員も御指摘されていましたけれども、松本サリン事件、地下鉄サリン事件と何か関係があるのでないかといふに國民には思えるわけであります。

当然、そういうところ、法令に基づいて、また証拠に基づいて捜査をされるのでしょうか、捜査方針として、すべてそういう事件があつたということを念頭に置かれて、これからも進めていくのでしょうか。

○埴見政府委員 先ほども穂積委員から御質問がございましたときにお答え申し上げましたとおり、今回の捜査は二月二十八日に発生をいたしました公証役場事務長拉致事件の事案の解明のため実施をされたものでございまして、またその過程で、御指摘のようにいろいろな押収物等が発生をしております。

それにつきましては、現在、警視庁等において分析中でございますので、その詳細、その評価については現時点での答弁を差し控えさせていただきますけれども、一般論で申し上げれば、捜査の過程で別の犯罪を裏づける証拠が発見されました。それを受けまして、官房長官の方でも、法令に従い、所要の手続をとることとなることがあります。

○野中国務大臣 先般、閣僚懇談会において私が発言をいたしましたのは、今回のサリン事件等に関する御発言があつたようではありません。それを受けまして、官房長官の方でも、検討に入るというような記者会見をされたようです。

○富田委員 ちょっと質問を続けさせていただきますが、三月二十二日の午前に開かれました閣僚懇談会におきまして、国家公安委員長の方から、今回のサリン事件等に関して、特別立法が必要なのではないかというような御発言があつたようではあります。それを受けまして、官房長官の方でも、法令に従い、所要の手続をとることとなることがあります。

○野中国務大臣 先般、閣僚懇談会において私が発言をいたしましたのは、今回のサリン事件等に関する御発言があつたようではあります。それを受けまして、官房長官の方でも、検討に入るというような記者会見をされたようです。

○野中国務大臣 先般、閣僚懇談会において私が発言をいたしましたのは、今回のサリン事件等に関する御発言があつたようではあります。それを受けまして、官房長官の方でも、検討に入るというような記者会見をされたようです。

○野中国務大臣 先般、閣僚懇談会において私が発言をいたしましたのは、今回のサリン事件等に関する御発言があつたようではあります。それを受けまして、官房長官の方でも、検討に入るというような記者会見をされたようです。

○埴見政府委員 お答えいたします。

ただいま御質問のございましたように、新聞報道等でいろいろ報道されておりますが、多数の薬品類を押収したことは事実でございます。

ただ、現在、その内容については、専門家、科学捜査研究所、科学警察研究所等で分析中でございますので、その詳細及び評価については現段階ではお答えをいたしかねる点を御理解をいただきたいと思いますし、また、捜索現場の状況についても、もう私どもいろいろな格好で詳細を把握したいというふうに考えておるのですけれども、現在これらも整理、分析中で、捜索現場の状況がどういう評価に値するかについても現段階でのお答えを差し控えさせていただきたいと存じます。

○富田委員 先ほど穂積委員の方も言われていましたけれども、國民にわかりやすく、また國民の安心に結びつくよう捜査をしてほしいと穂積委員は指摘されておりました。

これだけの大量の危険な薬品があるという報道がされると、特に付近住民の方たちはもう心配でしようし、また、これがどんなふうに使われちゃうんだというふうなことで、かなり國民に対しても不安全感を広げるのではないかと思います。

きのうの捜査では、危険物が多過ぎるということで捜査を中断したというような情報も出ております。そのあたり、このまま薬物をこの施設に置いておいて大丈夫なのか、そういう点についてはどのように把握されているのでしょうか。

○埴見政府委員 先ほども穂積委員から御質問がございましたときにお答え申し上げましたとおり、今回の捜査は二月二十八日に発生をいたしました公証役場事務長拉致事件の事案の解明のため実施をされたものでございまして、またその過程で、御指摘のようにいろいろな押収物等が発生をしております。

○富田委員 その関係で通産省の方にもちょっと来ていただいておりますが、現在、参議院の商工委員会の方で、化学兵器の禁止及び特定物質の規

制等に関する法律案が審議されております。この法案の中には、サリンの製造とか所持も処罰されるというふうな規定があります。通産省の方で、この法案がなぜ今回提出されたのか、その趣旨をちょっとと説明していただきたいと思います。

○樹林説明員 御説明させていただきます。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案につきましては、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約、いわゆる化学兵器禁止条約と言われておりますけれども、この国内実施法案でございまして、化学兵器禁止条約上の義務を的確に履行するために必要な措置を講ずるものでございます。

具体的には、化学兵器の製造、所持、譲り渡し、譲り受け及び使用の禁止。それから、サリン等特定物質につきましては、製造、使用等の原則禁止を始めとして、厳格な管理を行う。さらに、その他の指定物質等につきましても所要の措置を講じるということでございます。さらに、このよう

な許可あるいは届け出の事業者に関しまして、国際機関が派遣いたします検査がござりますけれども、その検査の受け入れ義務を課す。さらに、本法の規定に違反した場合には罰則を適用するというような内容のものでございます。

○畠田委員 現在サリンの製造、所持を罰する法

案がかかるつているわけですが、この特定物質の規制等に関する法案と公安委員長の方が考えられている特別立法との関連といふのはどのようになるというふうにお考えなのでしょうか。

○垣見政府委員 お答えをいたします。

ただいま通産省から御答弁もございましたように、現国会で化学兵器禁止条約の国内実施法の御審議が行われていて承知をいたしておりますが、この法案が成立すれば、サリンの無許可製造等について一定の処罰がされることになつておることも承知をしております。

しかしながら、これはあくまで化学兵器の禁止を担保するための、ある意味での行政刑罰的なものでございまして、公共の危険を防止する観点か

らのものではないというふうに私ども認識をしておりまして、今回の事件等にかんがみまして、公の危険を防止する観点からの特別立法による处罚が必要ではないかというふうに考え、今検討いたしているところでございます。

なお、特別立法の検討の中身でございますが、これも草々の間で必ずしも十分詰まっているわけではありませんけれども、サリンそのものの不法所持について、化学兵器禁止条約の実施法で定められた法定刑よりも重い处罚をする必要があるというふうに考えておりますほか、通産省所管の法律では处罚をされないサリンの原料物質の不法所持につきましても、何らかの格好で处罚する形のものができないかというような観点も含めて検討しているところでございます。

○畠田委員 特定物質の規制等に関する法案との整合性をきちんと想えていたので、立法化に向けて御努力いただきたいと思います。

最後に、先ほど穂積委員の最初の質問に対しても、松本サリン事件が起きて以降、全国的に関連情報の収集にこれまで当たつてきたというような御発言がありました。その中で、外国人からの情報等に関してはどういうアクセスをしていたのかなというふうに一つ疑問があります。昨日の新聞でしたか、アメリカの情報機関の方で松本サリン事件の現地調査をして、今回のよう

な事件が起こる可能性があるというような報告書がことしの一月の段階で出ていたというような報道がありました。そういう具体的な報告書について警察庁の方はどうのうな掌握をされていたのでしょうか。

○垣見政府委員 松本におけるサリン様のものに端を発する有毒ガス事件につきましては、御指摘

のように諸外国からも大変注目をされておりまし

て、今御指摘いただいたような方の調査が行われ、レポートが出されたということは承知をいたして

おります。私どもの現場の捜査と必ずしも合致をしないよ

うな点等も判断の上ではあるようでござりますけ

れども、そういうようないろいろな方の御意見、情報等も参考にしながら捜査を進めていたというふうに承知をいたしております。

○畠田委員 いろんな調査がされているようですが、法律では处罚をされない大賛成であります。今回に再発防止に努めていたが、本当に再発防止に努めていたかと

質問していただきたいと思います。

参考にしていただいて、本当に再発防止に努めていたかと

いたかを確認をしておりました。

委員長の方から、特別立法の検討とあわせて人員、装備の充実を図っていかたいという御発言がありました。本当にこれはもう大賛成であります。今回のような事件で警察庁から防衛庁に一々防毒マスクを借りなきやだめだと、何らかの格好で处罚する形のものができないかと、そういう観点も含めて検討しているところでございます。

○畠田委員 特定物質の規制等に関する法案との整合性をきちんと想えていたので、立法化に向けて御努力いただきたいと思います。

最後に、先ほど穂積委員の最初の質問に対してしてはどういうアクセスをしていたのかなというふうに一つ疑問があります。その中で、外の際に警察庁の方からは増員というのをなかなか

出でまいりませんでした。行革という觀点もあります。また、人員の面でも、これまで年の予算要望の際に警察庁の方からは増員というのをなかなか

出でまいりませんでした。行革というのをなかなか

きょう質問したいのは、第一に、国民の疑問は、警察は何をやっていたか、そして捜査の時日経過についても、明らかにすべきではないかということ

ことです。その声にどうこたえるかについて質問したいと思います。

昨年六月二十七日、松本で有毒ガス事件があつて、きょうの新聞でもこういう記事が載っています。

ことしに入って、捜査本部のある松本署に名乗り出た。二人が宇宙服のよくな着衣でやつて

いたというようなことまで出てています。そういう情

報が寄せられている。

これらも含めて、多くのマスコミは、あの事件が予行演習と違うかと、警察の真剣な捜査を要望しました。ところが、見込み捜査で若干初動を誤つたりなどして、何の手がかりもつかめないまま今日に至つてはいるのではないか

と、いうふうな意見が出てくると思います。

その点に関しまして、最後に大臣のお考えをお伺いして、質問を終わりたいと思います。

装備の充実というのを本当にやつてもいいといふふうな意見が出でてくると思います。

その点に関しまして、最後に大臣のお考えをお伺いして、質問を終わりたいと思います。

まず、捜査に当たつては、これは全容を解明し、

犯人の検挙、原因を突きとめないと、県民あるいは国民の皆様にその内容を御説明するというわけにはなかなかまらない点がござります。そういう意味で、捜査の状況が不明確ではないかという御指摘をいただくわけでございますけれども、そういう捜査の内容、全容を明確にするためにも、何としても一日も早く全容を解明し、犯人の検挙に努めたい、また、そのように関係県に督励をしてまいりたいというふうに考えております。

○鶴田委員 今の話はちよつとおかしいと思うのですね。私が言っているのは、全容を解明できなければ全容を発表できない、そんなことは当たり前の話ではないですか。

問題は、松本事件が起つて以来、こういう新しい報告もあるのだが、不審な四人組が現場付近で目撃されていたという情報もある。こういうことも含めて、何にもこれを発表せずに来ているところが、御承知のとおり、市販の薬でも簡単にできるという報道が最初は出たりする、第一通報者が容疑者扱いされるとか、いろいろなことが起きているわけですね。そのことが結局未解明のままにずっと来ていることに對して、少なくとも、命令どうなつていてるのだ、これだけの大事件なのだから、人の命にかかることなのだから、中間的にこういう事態になつていて、こういうことにまで対して、少なくとも、できるといつてはいるのだが、いかがですか。

○垣見政府委員 御指摘の件についてお尋ねです。この松本の事件に関して、各種の情報をいろいろな方からいたいでおります。それらについて、この松本の事件に関しても、各種の情報をいろいろな方からいたいでおります。それらについて、この松本の事件に関するかどうかについては、捜査を尽くしております。

その結果、今までその内容を発表していないということは、それは残念ながら捜査の真相に突き当たつていません。そこは大変残念なことでございますけれども、そ

うふうに現在まで全容の解明に至っていないと申上げさせていただきたいたい存じます。

○鶴田委員 それでは話をえまして、坂本弁護士一家拉致事件について聞きたいと思うのです。三月二十日、上九一色村の住民がオウム真理教の信者に不法監禁され、脅迫されたとして提訴しています。報道によると、監禁された際に、住民の一人は、あんたにも家族がいるんだろう、坂本弁護士のようになつてもいいのかとおどかされたと述べています。この事実について確認しています。

○垣見政府委員 御指摘の事案につきまして、平成四年十二月でござりますか、御指摘いただいたいよいよ事実があつたということを地元住民の方から告訴が出されておりまして、捜査をいたしております。

○鶴田委員 その坂本弁護士のようになつてもいいのかという件については確認されていますか。

○垣見政府委員 具体的にどのような脅迫文書があつたかどうかにつきましては、現段階では私、この場でコメントを差し控えさせていただきますけれども、告訴の内容からは、御指摘のような告訴内容になつているものと承知をいたしております。

○鶴田委員 差し控えると言いますけれども、私は、これは大事な問題だと思うのです。日本国で、今度の仮谷さんの事件もありましたけれども、一家が丸ごといなくなつていて、こういつつてこれだけ長い間問題になつていて、こういうことについて差し控えるということは、例えは捜査上の秘密なのです。

○垣見政府委員 個別事案の捜査の具体的な内容については、基本的に捜査を尽くし、私どもとして所要の手続で送致をし、また、場合によつては裁判で明らかにしていただくという立場でございまして、その途中の段階では、原則としては差し控えさせていただくというのが私どもの従来からの考え方でございます。

○鶴田委員 私は、やはり今度の問題に限つて言ふならば、そういう証言があつたことについて確認したかどうかくらいのことについて、それは当然報告したっていいと思うのです。しかも、これは有力な事実を挙げているのだから、これについて手を打つたのかどうかということに当然なりますね。それについてもコメントを差し控えると、いうことになるのですか。これだけ長い間皆さんが不安に思つておられて、國の中で一家が丸ごとに不法監禁され、脅迫されたとして提訴しているか、このことは当局の姿勢が問われる問題であります。それで話を変えまして、坂本弁護士一家拉致事件について聞きたいと思うのです。

○鶴田委員 それでは話をえまして、坂本弁護士一家拉致事件について聞きたいと思うのです。三月二十日、上九一色村の住民がオウム真理教の信者に不法監禁され、脅迫されたとして提訴しています。報道によると、監禁された際に、住民の一人は、あんたにも家族がいるんだろう、坂本弁護士のようになつてもいいのかとおどかされたと述べています。この事実について確認しています。

○垣見政府委員 御指摘の事案につきまして、平成四年十二月でござりますか、御指摘いただいたいよいよ事実があつたということを地元住民の方から告诉が出されておりまして、捜査をいたしております。

○鶴田委員 その坂本弁護士のようになつてもいいのかという件については確認されていますか。

○垣見政府委員 具体的にどのような脅迫文書があつたかどうかにつきましては、現段階では私は、この場でコメントを差し控えさせていただきますけれども、告訴の内容からは、御指摘のような告訴内容になつているものと承知をいたしております。

○鶴田委員 差し控えると言いますけれども、私は、これは大事な問題だと思うのです。日本国で、今度の仮谷さんの事件もありましたけれども、一家が丸ごといなくなつていて、こういつつてこれだけ長い間問題になつていて、こういうことについて差し控えるということは、例えは捜査上の秘密なのです。

○垣見政府委員 個別事案の捜査の具体的な内容については、基本的に捜査を尽くし、私どもとして所要の手続で送致をし、また、場合によつては裁判で明らかにしていただくという立場でございまして、その途中の段階では、原則としては差し控えさせていただくというのが私どもの従来からの考え方でございます。

○鶴田委員 私は、やはり今度の問題に限つて言ふならば、そういう証言があつたことについて確認したかどうかくらいのことについて、それは当然報告したっていいと思うのです。しかも、これは有力な事実を挙げているのだから、これについて手を打つたのかどうかということに当然なりますね。それについてもコメントを差し控えると、いうことになるのですか。これだけ長い間皆さんが不安に思つておられて、國の中で一家が丸ごとに不法監禁され、脅迫されたとして提訴しているか、このことは当局の姿勢が問われる問題であります。それで話を変えまして、坂本弁護士一家拉致事件について聞きたいと思うのです。

○鶴田委員 それでは話をえまして、坂本弁護士一家拉致事件について聞きたいと思うのです。三月二十日、上九一色村の住民がオウム真理教の信者に不法監禁され、脅迫されたとして提訴しています。報道によると、監禁された際に、住民の一人は、あんたにも家族がいるんだろう、坂本弁護士のようになつてもいいのかとおどかされたと述べています。この事実について確認しています。

○野中國務大臣 さまざまなお問い合わせがありましたが、お尋ねの件については確認されていますか。

○垣見政府委員 具体的にどのような脅迫文書があつたかにつきましては、現段階では私は、この場でコメントを差し控えさせていただきますけれども、告訴の内容からは、御指摘のような告訴内容になつているものと承知をいたしております。

○鶴田委員 その坂本弁護士のようになつてもいいのかという件については確認されていますか。

○垣見政府委員 具体的にどのような脅迫文書があつたかにつきましては、現段階では私は、この場でコメントを差し控えさせていただきますけれども、告訴の内容からは、御指摘のような告訴内容になつているものと承知をいたしております。

○鶴田委員 その辺はどうも考え違いしているのですが、いかがですか。

○垣見政府委員 御指摘いただきましたように、この辺はどうも考え違いしているのですが、いかがですか。

○鶴田委員 差し控えると言いますけれども、私は、これは大事な問題だと思うのです。日本国で、今度の仮谷さんの事件もありましたけれども、一家が丸ごといなくなつていて、こういつつてこれだけ長い間問題になつていて、こういうことについて差し控えるということは、例えは捜査上の秘密なのです。

○垣見政府委員 個別事案の捜査の具体的な内容については、基本的に捜査を尽くし、私どもとして所要の手続で送致をし、また、場合によつては裁判で明らかにしていただくという立場でございまして、その途中の段階では、原則としては差し控えさせていただくというのが私どもの従来からの考え方でございます。

○鶴田委員 今度の発言で言うと、全然お門違いの話をしていると思うのです。見込み捜査は見込み捜査の問題であつて、私が今回の問題で言つてゐるのは、そういうことについて確認されているのだろうかと。これについて言つてはならない方からいたいでおります。それらについて、この松本の事件に関して、各種の情報をお聞きいたいでおります。それらについて、この松本の事件に関するかどうかについては、捜査を尽くしております。

○鶴田委員 その結果、今までその内容を発表していないということは、それは残念ながら捜査の真相に突き当たつていません。そこは大変残念なことでございますけれども、そ

官庁間協力だ、要するに協力の内容はそうだといふことだと。

つまり、私が聞きたかったのは、この場合のそういう待機というのは、その待機も含めて要請したのですか。つまり、普通、待機というのはいろいろなのがありますね。だから、そういうことになったのかどうかということを聞きたかったわけです。結果としてそうなったのか、そういう要望をしたのかということなんですね。

○垣見政府委員 お答えをいたします。

待機というか、一部部隊等が待機をしたという報道等もなされておりませんけれども、その待機に当たっては、私どもとしては、正式な要請という要請によっては、都道府県知事さんの要請という想定も考えておりましたけれども、そういうようないろいろな事態が考えられるので、できれば、いざ要請があつた場合には対応できるような状態で、待機というか措置をしていただきたいということを、私どもの方から要請をいたしております。

○鶴田委員 わかりました。

では最後に、新聞報道によりますと、先ほどもお話をありましたけれども、十七日に既に、毒物、そういうものに対する予防策に対して必要な物資だと

なりましたけれども、十七日に既に、毒物、そういうものに対する予防策に対し、お認め

てくださいました。

○鶴田委員 お答えをいたしました。

では最後に、新聞報道によりますと、先ほどもお話をありましたけれども、十七日に既に、毒物、そ

ういうものに対する予防策に対し、お認めになりましたけれども、十七日に既に、毒物、そ

ういうものに対する予防策に対し、お認めになりました。

かというものを頼んでいたのですね。そうしますと、この時点で搜索の場が、先ほど明確でなかつたものですから、サリンの製造工場として可能性がある、そういう感触をつかんだということですか。そこだけちょっと、最後にお願いします。

○垣見政府委員 先ほどもお答えいたしましたよ

うに、今回の搜索に当たりましては、搜索場所自体が、サリンが生成されたと思われる残渣物が発見された場所の直近に施設があるというか、その施設の直近にそういう事態が生じたというか、言い方はいろいろあろうと思いますけれども、そういうことで、この搜索に際して、サリンによる突発的な事案というものの発生ということも念頭に入れて搜索せざるを得ないという判断で、防護

服等の用意もいたしたものでございます。

○鶴田委員 終わります。

○川崎委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○川崎委員長 これより討論に入るのあります。が、討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

地方税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○川崎委員長 起立総員。よって、本案は原案の賛成者起立

とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○川崎委員長 御異議なしと呼ぶ者あり

て、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○川崎委員長 次に、内閣提出、古物営業法の一部を改正する法律案及び地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。野中國務大臣。

○野中國務大臣 古物営業法の一部を改正する法律案 地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

（本号末尾に掲載）

の提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

この法律案は、近年における窃盗等の財産犯の発生状況及び古物営業に係る業務の運営の実態の変化を踏まえ、並びに現下における規制緩和の要請にこたえるため、公安委員会の許可を必要とする営業の範囲を見直す等古物営業の許可に関する規定の整備を行うとともに、取引の記録について帳簿への記載に加えて電磁的方法による記録を認めるなど古物営業に係る業務についての規制の簡素化を図るほか、窃盗等の財産犯の防止及びその被害の迅速な回復を図るために必要な規定の整備等を行うことをその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。規定等を整備するほか、手続の簡素化を図るための措置として、営業内容の変更に係る許可制度の規定期制についてであります。

これは、許可の基準及び許可の取り消しに関する規定等を整備するほか、手續の簡素化を図るための措置として、営業内容の変更に係る許可制度を廃止し、届け出で足りることとし、また、二以上同一都道府県内については、営業所等ごとに取得しなくてもよいこととするものであります。

その二是、許可の基準、許可の手續等に関する規定の整備についてであります。

たゞ第一に、目的に関する規定の整備についてであります。

これは、この法律の目的を、盜品等の売買の防止及びその速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗等の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することとするものであります。

第二に、定義に関する規定の整備についてであります。

それは、古物商の許可証等を携帯していれば足りる

第三に、競り売り及び行商のうち、競り売りについては、許可制度を届け出制度に、行商については、許可制度を廃止するとともに、行商をしようとする者

第四に、競り売り及び行商に係る許可制度の廃止についてであります。

第五に、管理者に関する規定の整備についてであります。

古物商及び古物市場主は、営業所または古物市場ごとに、管理者を選任しなければならないこととするととともに、管理者の解任の勧告に関する規定等を整備するものであります。

第六に、氏名の確認等及び帳簿への記載等に関する規制の緩和についてであります。

その一是、古物商が古物の買い受けを行つ際の被害に遭い換金処分される蓋然性に乏しく、また、現実にもそのようなケースのないものを本法の対象となる物品から除外するものであります。

その三是、古物の買い取りは行わず、古物の売却だけを行つ営業または自己が売却した物品を当該売却の相手方から買ひ受けることのみを行う営業は、盜品等を取り扱う蓋然性に乏しいことを考

慮し、古物営業に含まれないこととするものであります。

第三に、古物営業の許可等に関する規定の整備についてであります。

その一是、複数の営業所等を有する古物商等が増加していることからみ、古物営業の許可是、同一都道府県内については、営業所等ごとに取得しなくてもよいこととするものであります。

その二是、許可の基準、許可の手續等に関する規定の整備についてであります。

これは、許可の基準及び許可の取り消しに関する規定等を整備するほか、手續の簡素化を図るための措置として、営業内容の変更に係る許可制度を廃止し、届け出で足りることとし、また、二以上同一都道府県内については、営業所等ごとに取得しなくてもよいこととするものであります。

それは、許可の基準、許可の手續等に関する規定の整備についてであります。

たゞ第一に、目的に関する規定の整備についてであります。

これは、古物商の許可証等を携帯していれば足りる

第三に、競り売り及び行商のうち、競り売りについては、許可制度を届け出制度に、行商については、許可制度を廃止するとともに、行商をしようとする者

第四に、競り売り及び行商に係る許可制度の廃止についてであります。

第五に、管理者に関する規定の整備についてであります。

古物商及び古物市場主は、営業所または古物市場ごとに、管理者を選任しなければならないこととするととともに、管理者の解任の勧告に関する規定等を整備するものであります。

第六に、氏名の確認等及び帳簿への記載等に関する規制の緩和についてであります。

その一是、古物商が古物の買い受けを行つ際の被害に遭い換金処分される蓋然性に乏しく、また、現実にもそのようなケースのないものを本法の対象となる物品から除外するものであります。

その三是、古物の買い取りは行わず、古物の売却だけを行つ営業または自己が売却した物品を当該売却の相手方から買ひ受けることのみを行う営業は、盜品等を取り扱う蓋然性に乏しいことを考

のであります。

その二是、古物商が古物の売買等を行ふ際の義務につき、帳簿へ記載する方法のほか、帳簿に準ずる書類へ記載する方法または電磁的方法により記録する方法も認めることとともに、売却等の際の帳簿等への記載等の義務について、特にその必要のある古物に限ることとするものであります。

第七に、行政処分に関する規定の整備についてであります。

これは、軽微な法令違反行為については、営業の停止命令等に至る前に指示を行うこととするとともに、古物営業の可否を取り消し、または古物営業の停止を命じることができる場合の要件を整備する等、所要の規定の整備を行ふものであります。

第八に、盜品等に関する情報の提供に関する規定の整備についてであります。

これは、公安委員会は、盜品等の売買の防止等に資するため、盜品等に関する情報の提供を求めるとし、情報の提供を行うことができる者に対するものであります。

その他、この法律案では、手数料に関する規定の整備、罰則の整備等所要の規定の整備を行うこととしております。所要の経過措置等を設けることとしており、以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜りんことをお願いいたします。

引続きて、ただいま議題となりました地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

政府は、国家公務員の災害補償制度につきまして、人事院の意見の申し出を受けて、国家公務員

災害補償法の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしておりますが、地方公務員の災害補償制度につきまして、これと同様の制度改正を行つた上で、所要の措置を講ずる必要があります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、地方公務員災害補償法の一部改正について御説明申し上げます。

第一に、介護補償の創設であります。

傷病補償年金または障害補償年金を受ける権利を有する者で、一定の支給事由により常時または随時介護を要するものに対し、当該介護を受けている期間、介護に要する費用を補償することとしております。

第一に、遺族補償年金の支給水準の改善であります。

遺族補償年金を受けることができる子、孫または兄弟姉妹の範囲を、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者とするとともに、遺族補償年金の最高額である平均給与額の二百四十五日分を受ける場合の遺族数が「五人以上」となっておりますものを、遺族数が四人の場合にもこの年金の最高額に該当するようにして、遺族数が二人及び三人の場合についても年金の支給額を引き上げることとしております。

第三に、年金たる補償の支給期月の改善であります。現在年四回の支払いとなつていてる年金たる補償について、年六回支払うように改めることとしております。

第四に、福祉施設の内容の改善等であります。

「福祉施設」という名称を「福祉事業」に改め、福祉事業の内容に、被災職員が受ける介護の援助及び公務上の災害を防止するため必要な事業を加えることとしております。

第五に、罰金額及び過料額の適正化であります。が、経済情勢の変化等を勘案し、所要の引き上げを行ふこととしております。

次に、消防団員等公務災害補償等共済基金法等の一部改正についてであります。地方公務員災害補償法の一部改正に合わせまして、「消防団員等福祉施設」という名称を「消防団員等福祉事業」に改め、消防団員等福祉事業の内容に被災団員が受けられる介護の援助を加えるとともに、消防団員等の対象に介護補償を加えることとともに、消防団員等の対象に介護補償等共済基金が市町村等に支払う経費を有する者で、一定の支給事由により常時または随時介護を要するものに対し、当該介護を受けている期間、介護に要する費用を補償することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○川崎委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る四月十一日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五分散会

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第一百二十六号）の一部を次のよう改訂する。

第七十三条の六第三項中「第二十一条第二項及び」を「第二十一条第二項、」に改め、「第二百八十二条第一項」の下に「及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第十七条第二項」を加え、同条第四項中「第十六条第四項」の下に「若しくは被災市街地復興特別措置法第十四条第四項」を、「の取得」の下に「又は同法第十五条第五項の規定により住宅若しくは住宅等を取得した場合における当該住宅若しくは住宅等の取得」を加える。

附則第八条の二の次に次の二項を加える。

（阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付）

第八条の三 平成七年一月十七日から阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第一号）の施行の日前までの間に同法附則第五条第一項各号に掲げる事実が生じたことにより、当該各号に定める利子、収益の分配又は差益について第七十一条の十二第二項の規定により徴収された利子割の額があり、かかる

つ、当該事実が阪神・淡路大震災によつて被害を受けたことにより生じたものである場合において、当該徴収された利子割の額がある。

附則第十六条の次に次の二条を加える。
(阪神・淡路大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例)

一項に規定する平成七年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者をもつて当該仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該仮換地等に對して課する平成九年度分又は平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該仮換地等を被災住宅用地とみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地」と、「存する住居」とあるのは「土地以外の土地」、平成八年度又は平成九年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者が所有するものに対し課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を平成八年度又は平成九年度に係る賦課期日において同条第一項に規定する住宅用地(以下本項において「住宅用地」という。)として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定(第三百八十四条を除く。)を適用する。

6 市町村は、阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者その他の政令で定める者が、平成七年一月十七日から平成十年一月一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取り得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日(当該家屋が平成七年一月十七日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下本項において同じ。)の属する年の翌年の一月一日(当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋に係る固定資産税額(前条(第四項を除く。)の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下本項において同じ。)又は都市計画税額のうち、本項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合は、本項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額)のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

5 前項の規定の適用がある場合には、附則第五条の四中「第三条」とあるのは、「前三条又は

別措置法第四条の二第一項に規定する勤労者が、政令で定めるところにより、同年九月三十日までに、当該徴収された利子割の額がある。

附則第十六条の二(阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成七年度分の固定資産税について第二百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの(以下第三項までにおいて「被災住宅用地」という。)のうち、平成八年度又は平成九年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地で平成七年度に係る過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日)とあるのは、「附則第八条の三の規定による交付の請求があつた日から一月を経過する日」とする。

附則第九条の三を附則第九条の四とし、附則第九条の二の次に次の二条を加える。
(阪神・淡路大震災に係る申告等の期限の延長に係る中間申告納付等の特例)

2 市町村長は、前項に規定する平成七年度に係る賦課期日において存した住居」とあるのは、「平成七年度に係る賦課期日において存した住居」とする。

3 第三百四十三条第六項に規定する仮換地等(平成七年一月一日以後に使用し、又は収益することができるることとなつたものに限る。)に係る期限と当該清算事業年度予納申告納付(以下本項において「清算事業年度予納申告納付」という。)に係る期限と同一の日となる場合は、第七十二条の二十六第一項の規定による申告納付に係る期限と同一の日となる場合又は第七十二条の二十九第一項の規定による申告納付(以下本項において「中間申告納付」という。)に係る期限と当該中間申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、第七十二条の二十六第一項の規定による申告納付と同一の日となる場合又は第七十二条の二十九第一項の規定による申告納付と同一の日となる場合は、第七十二条の二十九第一項の規定による申告納付又は当該清算事業年度予納申告納付をすることを要しない。

6 市町村は、阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等に係る期間の延長の特例)
第三十四条の二の二(前条第二項の規定の適用を受けていた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災に係る固定資産税及び都市計画税の規定により課税標準とされる額の二分の一の額)とする。

7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十四条の二第一項中「本条」の下に「次条」を加え、「次条」を「附則第三十四条の二」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等に係る期間の延長の特例)
第三十四条の二の二(前条第二項の規定の適用を受けていた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災に係る固定資産税及び都市計画税の規定により課税標準とされる額の二分の一の額)とする。

淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成七年十二月三十一日であるものに限る。）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第七号から第十二号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、平成八年一月一日から起算して二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき自治省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を前条第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法附則第十六条の二の規定は、平成八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。
（地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七条項中「三分の二」の下に「の額」を、「四分の三」の下に「の額（地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第号）の一部を次のようにより改正する。）

第三条 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成六年法律第十五号）の一部を次のようにより改正する。

（古物営業法の一部を改正する法律案）

第三条 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成七年法律第号）の一部を次のようにより改正する。

（古物営業法の一部を改正する法律案）

より課税標準とされる額」を加え、同条第四項及び第五項中「される額」の下に「（当該事務所による改正後の方税法附則第十六条の二第四項の規定の適用を受けるものにあっては、同項の規定により課税標準とされる額）」を加える。
（地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定による改正後の地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律附則第七条第七項及び第九条第三項から第五項までの規定は、平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図る理由

等のため、固定資産税及び都市計画税の特例措置並びに不動産取得税の非課税措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

古物営業法の一部を改正する法律案

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の一

部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 古物営業の許可等（第三条・第十条）
第三章 古物商等の遵守事項等（第十一条・第十二条）
第四章 監督（第十二条・第二十五条）
第五章 雑則（第二十六条・第三十条）
第六章 罰則（第三十一条・第三十九条）
附則

「古物営業」に改め、同条第一項中「古物商にならぬ者」を

「うとする」を「前条第二項第一号に掲げる営業を営もうとする」に改め、「総理府令（以下「命令」という。）の定めるところにより、営業所ごとに、その取り扱おうとする古物の種類を定めて」を削り、「ときは」を「者にあつては」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 前条第二項第二号に掲げる営業を営もうとする者は、古物市場の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。
第二条を第三条とし、同条の前に次の章名を付する。

第二章 古物営業の許可等

第一条第一項中「を含む」を「及び商品券、乗車券、郵便切手その他公私に類する証票その他の物を含み、大型機械類（船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物をいう。）で

に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換することを営業とする者で第二条第一項の規定による許可を受けたもの」を「次

条第一項の規定による許可を受けて前項第一号に掲げる営業を営む者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「古物営業」とは、次に掲げる営業をいいう。
一 古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの

を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの

を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの

を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの

を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの

を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの

を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの

を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの

とする。

（目的）

第一条 この法律は、盜品等の売買の防止、速やかな発見等を図るために、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もつて窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とする。

第四条第一項中「第二条第一項又は」を削り、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。

2 前条第二項第二号に掲げる営業を営もうとする者は、古物市場の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

第二条を第三条とし、同条の前に次の章名を付する。

第三章 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で

復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられ、又は第三十一条に規定する罪若しくは刑法（明治四十年法律第四十五条）第二百四十七条、第二百五十四条若しくは第二百五十六条第二項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を

終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から起算して五年を経過しない者

第四条第一項第三号中「定まらぬ」を「定まらない」に改め、同項第四号から第七号までを次のように改める。

四 第二十四条の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）

五 第二十四条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第八条第一項第一号の規定による許可の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

未成年者。ただし、その者が古物商又は古物

市場主の相続人であつて、その法定代理人人が

前各号のいずれにも該当しない場合を除くも

とのとする。

七 営業所又は古物市場ごとに第十三条第一項

の管理者を選任すると認められないことにつ

いて相当な理由がある者

第四条第一項第八号中「法人である場合においては」を「法人で」に改め、「業務を行う」を削り、「に」を「いずれかに」に改め、同条第二項を削る。

第五条及び第六条を次のように改める。

(許可の手続及び許可証)

第五条 第三条の規定による許可を受けようとする者は、公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

第六条 第二項の規定による許可を受けようとする者は、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所又は古物市場の名称及び所在地

三 営業所又は古物市場ごとに取り扱おうとする古物に係る国家公安委員会規則で定める区分

四 第十三条第一項の管理者の氏名及び住所

五 第二条第二項第一号に掲げる営業を當もうとする者にあつては、行商(露店)を出すことを含む。以下同じ。)をしようとする者である

かどうかの別

六 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

七 公安委員会は、第三条の規定による許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

八 許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失し、又は許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受

けなければならない。

(許可の取消し)

第六条 公安委員会は、第三条の規定による許可を受けた者について、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により許可を受けたこと。

二 第四条各号(同条第七号を除く。)に掲げる者がいずれかに該当していること。

三 許可を受けてから六月以内に営業を休止し、現に営業を當んでいないこと。

四 三月以上所在不明であること。

五 第十条を削り、第九条の見出しを「競り売りの届出」に改め、同条中「市場」を「古物市場主の経営する古物市場」に、「せり売」を「競り売り」に、「命令の定めるところにより」を「あらかじめ、その」に改め、「定めて」を削り、「の許可を受けなければ」を「に届け出なければ」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章 古物商等の遵守事項等

第八条を削り、第七条の見出しを「(名義貸しの禁止)」に改め、同条中「市場主は」を「古物市場主は」に、「古物商又は市場主の営業をさせては」を「その古物営業を當ませては」に改め、同条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

(変更の届出)

第七条 古物商又は古物市場主は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、公安委員会に、国家公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

二 二以上の公安委員会の管轄区域内に営業所を有する古物商又は二以上の公安委員会の管轄区域内に古物市場を有する古物市場主は、第五条第一項第一号又は第六号に掲げる事項に変更があつたときは、前項の規定にかかるわらず、そのいずれかの公安委員会に同項の届出書を提出しなければならない。この場合において、当該

届出書の提出を受けた公安委員会は、当該届出書に記載された内容を関係する他の公安委員会に通知するものとする。

(標識の掲示)

第八条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証第三号に掲げる場合にあつては、発見し、又は回復した許可証を公安委員会に返納しなければならない。

一 その古物営業を廃止したとき。

二 第三条の規定による許可が取り消されたとき。

三 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

四 前項第一号の規定による許可証の返納があつたときは、第三条の規定による許可は、その効力喪失する。

五 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、許可証を公安委員会に返納しなければならない。

六 法人死亡した場合 同居の親族又は法定代理人者が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

七 第十二条を削り、第十二条の見出しを「(許可等の携帯等)」に改め、同条中「当該」を削り、後段を削り、同条に次の二項を加える。

二 古物商は、その代理人、使用人その他の従業者(以下「代理人等」という。)に行商をさせるときは、当該代理人等に、国家公安委員会規則で定める様式の行商従業者証を携帯させなければならない。

三 古物商又は古物市場主は、管理者に、取り扱う古物が不正品であるかどうかを判断するための必要なものとして国家公安委員会規則で定めた知識、技術又は経験を得させるよう努めなければならない。

四 公安委員会は、管理者がその職務に関し法令の規定に違反した場合において、その情状により管理者として不適当であると認めたときは、古物商又は古物市場主に対し、当該管理者の解任を勧告することができる。

第五条を削り、第十五条第二項中「市場」を「古物市場」に改め、同条を第十四条とする。

二 古物商は、古物市場主に對し、当該管理者の解任を勧告することができる。

六 第十四条を削り、第十五条第二項中「市場」を「古物市場」に改め、同条を第十六条とする。

二 二以上の公安委員会の管轄区域内に営業所を有する古物商又は二以上の公安委員会の管轄区域内に古物市場を有する古物市場主は、第五条第一項第一号又は第六号に掲げる事項に変更があつたときは、前項の規定にかかるわらず、そのいずれかの公安委員会に同項の届出書を提出しなければならない。この場合において、当該

を提示しなければならない。

(第十二条を第十一条とし、同条の次に次の二条を加える)

第十二条 古物商又は古物市場主は、それぞれ営業所若しくは露店又は古物市場ごとに、公衆の見やすい場所に、国家公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

第十三条 古物商又は古物市場主は、営業所又は営業場所ごとに、当該営業所又は古物市場に係る業務を適正に実施するための責任者として、管理者一人を選任しなければならない。

第十四条 古物商又は古物市場主は、管理者に、取り扱う古物が不正品であるかどうかを判断するための必要なものとして国家公安委員会規則で定めた知識、技術又は経験を得させるよう努めなければならない。

第十五条 古物商又は古物市場主に對し、当該管理者の解任を勧告することができる。

第十六条 古物商又は古物市場主に對し、当該管理者の解任を勧告することができる。

第十七条 古物商又は古物市場主は、古物商の署名のあるものに限る。)の交付を受けなければ「に改め、後段を削り、同条に次の二条を加える。

二 古物商又はその代理人等は、行商をする場合において、取引の相手方から許可証又は前項の行商従業者証の提示を求められたときは、これ

一 対価の総額が国家公安委員会規則で定める金額未満である取引をする場合(特に当該確認又は文書の交付の必要があるものとして國家公安委員会規則で定める古物に係る取引をする場合を除く。)

二 自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けける場合

第十六条に次の二項を加える。

2 古物商は、古物を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において、当該古物について不正品の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない。

第十六条を第十五条とする。

第十七条の前の見出しを削り、同条中「命令の定めるところにより、帳簿を備え」を削り、「譲り渡した」を「引き渡した」に、「その帳簿に左に掲げる事項を記載しなければ」を「次に掲げる事項を、帳簿若しくは国家公安委員会規則で定めるこれに準ずる書類(以下「帳簿等」という)に記載をし、又は電磁的方法(電子的方法、磁気の方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録をしておかなければ」に改め、同条に次

第六条を第十五条とする。

六 前条第一項各号に掲げる場合及び当該記載又は記録の必要なものとして国家公安委員会規則で定める古物を引き渡した場合は、この限りでない。

第十七条第四号中「命令」を「国家公安委員会規則」に、「の売却の」を「引き渡した」に、「年齢及び特徴」を「及び年齢」に改め、同条第五号中「第十六条の規定により行つた確認の」を「前条第一項の規定により確認をしたときは、その」に改め、同条に次の二号を加える。

六 前条第一項の規定により文書の交付を受けたときは、その旨

第十七条を第十六条とし、同条の前に見出しことて「(帳簿等への記載等)」を付する。

第十九条第一項中「市場主」を「古物市場主」に、「帳簿を」を「帳簿等を」に、「保存しなければ」を「営業所若しくは古物市場に備え付け、又は前二条の電磁的方法による記録を当該記録をした日から三年間営業所若しくは古物市場において直ちに書面に表示することができるようにして保存しておかなければ」に改め、同条第二項中「市場主」を「古物市場主」に、「帳簿」を「帳簿等又は電磁的方法による記録」に、「き損し、亡失し、又は盗み取られた」を「き損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失した」に改め、「営業所」の下に「又は古物市場」を加え、同条を第十八条とする。

第二十条の見出しを「(品触れ)」に改め、同条第一項中「市場主」を「古物市場主」に、「ぞう物」を「盗品その他財産に対する罪に当たる行為」によつて領得された物(以下「盗品等」という)に、「品触」を「品触れ」に改め、同条第二項中「市場主」を「古物市場主」に、「品触」を「品触れを」に、「日附」を「日付」に改め、同条第三項中「品触」を「品触れ」に改め、同条第四項中「市場主」を「古物市場主」に、「品触」を「品触れ」に、「市場に」を「古物市場に」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条中「交換した古物」の下に「(商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百十九条に規定する有価証券であるものを除く。)」を加え、「ただし」を「ただし」に、「ときから」を「時から」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二条の見出しを「(差止め)」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の章名を付す。

第四章 監督

第二十三条 公安委員会は、古物商若しくは古物市場主若しくはこれらの代理人等が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、又はその古物営業に関し他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該古物商又は古物市場主に對し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第二十四条 公安委員会は、古物商若しくは古物市場主若しくはこれらの代理人等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し若しくはこの法律に基づく他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は古物商若しくは古物市場主がこの法律に基づく処分(前条の規定による指示を含む。)に違反したときは、当該古物商又は古物市場主に対し、その古物営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて、その古物営業の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

第二十五条第一項中「前条第一項若しくは第二項」を「前条」に、「若しくは市場主」を「又は古物市場主」に改め、「命じ、又は同条第三項の規定により行商若しくは競り売りの停止を」を削る。

第二十六条に次の二項を加える。

四 第十九条第二項の規定に違反して品触書に到達の日付を記載せず、若しくは虚偽の日付を記載し、又はこれを保存しなかつた者

五 第二十一条の規定による警察署長の命令に違反した者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十条の規定に違反して届出をせず、又は

虚偽の届出をした者

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第八条第一項、第十一項若しくは第八条第二項又は第十二条の規定に違反した者

三 第二十二条第一項の規定による立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第二十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十二条第一項の規定による立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第八条第一項、第十一項若しくは第八条第二項又は第十二条の規定に違反した者

三 第二十二条第一項の規定による立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第二十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十二条第一項の規定による立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第八条第一項、第十一項若しくは第八条第二項又は第十二条の規定に違反した者

三 第二十二条第一項の規定による立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第二十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十二条第一項の規定による立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第八条第一項、第十一項若しくは第八条第二項又は第十二条の規定に違反した者

三 第二十二条第一項の規定による立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第八条第一項、第十一項若しくは第八条第二項又は第十二条の規定に違反した者

三 第二十二条第一項の規定による立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第八条第一項、第十一項若しくは第八条第二項又は第十二条の規定に違反した者

三 第二十二条第一項の規定による立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第八条第一項、第十一項若しくは第八条第二項又は第十二条の規定に違反した者

三 第二十二条第一項の規定による立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第二十四条の規定による公安委員会の命令に違反した者

した許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは行為又は新法の規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

(罰則)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 附則第三条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 附則第四条第二項の規定に違反した者

(裁判所法の一部改正)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(裁判所法に関する経過措置)

第九条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「第十七条乃至第二十九条」を「第三十一条から第三十三条まで」に、「第三十条乃至第三十二条」を「第三十一条から第三十二条まで」に、「以て」を「もつて」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二条を「第三十条から第三十二条まで」に、「以て」を「もつて」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第十一条 古物営業法(昭和二十四年法律第六百八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十三号を次のように改める。

四十三 古物営業法(昭和二十四年法律第六百八号)の定めるところにより、古物営業の許可及び停止に関する事務並びに古物市場以外における競り売りの届出の受理に関する事務を行い、並びに古物商又は古物市場主に対する指示等監督上必要な措置を講ずること。

(質屋営業法の一部改正)

第十二条 質屋営業法(昭和二十五年法律第六百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「第十五条第二項」を「第十二条第二項」に、「第一条第三項の市場」を「第十二条第二項の古物市場」に改める。

理由

近年における窃盗等の犯罪の発生状況及び古物営業に係る業務の運営の実態の変化等にかかる委員会の管轄区域ごとの許可に改める等古物営業の許可に関する規定の整備を行うとともに、取引の記録について帳簿への記載に加えて電磁的方法による記録を認めることその他古物営業に係る業務についての規制の合理化のための措置を講ずるほか、窃盗等の犯罪の防止及びその被害の迅速な回復を図るため公安委員会による情報の提供の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方法規等の一部を改正する法律

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第一条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「福祉施設」を「福祉事業」に改める。

第三条第一項中「及び」を「並びに」に改め、

「職員」の下に「以下この項及び」を加え、「及び」を「」の社会復帰の促進、被災職員及びその遺族の援護、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の職員及びに、「施設をする」を「事業を行ふ」に改める。

(第三章補償及び福祉施設)を「第三章補償及び福祉事業」に改める。

第二十五条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 介護補償
(介護補償)
第三十条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつ

た障害であつて自治省令で定める程度のものにより、當時又は隨時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は隨時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を

受けている期間、當時又は隨時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して自治大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期

間については、介護補償は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合
二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として自治大臣が定めるものに入所している場合

合

2 介護補償は、月を単位として支給するものとする。

第三十二条第一項第二号中「未満である」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、同項第三号中「未満」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること」に改める。

第三十三条第一項第二号中「百九十三」を「二百二十三」に改め、同項第三号中「四人」を「四人以上」に、「二百三十」を「二百四十五」に改め、同項第五号を削る。

第三十四条第一項第五号中「達した」の下に「日以後の最初の三月三十一日が終了した」を加え、同項第六号中「未満である」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

第四十条第三項中「三月、六月、九月及び十二月の四期」を「一月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期」に改める。

第四十七条の見出しを「(福祉事業)」に改め、同条中「施設をする」を「事業を行ふ」に改め、同条第一号中「施設」を「事業」に改め、

同条第二号中「療養生活の援護」の下に「被災團員が受ける介護の援護」を加え、「施設」を「事業」に改める。

第十条中「障害補償」の下に「介護補償」を加える。

第二十四条第二項中「消防団員等福祉施設」

受ける介護の援護」を加え、「施設」を「事業」に改め、同条に次の二項を加える。

2 基金は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の公務上の災害を防止するために必要な事業を行ふよう努めなければならない。

第四十八条中「行なう」を「行う」に、「施設」を「事業」に改める。

第七十三条中「一万円」を「十万円」に改め、第七十四条中「一千万円」を「二十万円」に改める。

第七十七条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第七十三条中「十万円」を「十萬円」に改める。

第七十四条中「二十万円」を「二十萬円」に改める。

第七十五条中「施設をする」を「事業を行ふ」に改める。

第三条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の七第二項中「施設をする」を「事業を行ふ」に改める。

消防組織法(一部改正)

第二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「施設をする」を「事業を行ふ」に改める。

水防法(一部改正)

第三条 水防法(昭和十四年法律第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「施設をする」を「事業を行ふ」に改める。

消防団員等公務災害補償等共済基金法(一部改正)

第三条 水防法(昭和十四年法律第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「施設をする」を「事業を行ふ」に改める。

消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「施設をする」を「事業を行ふ」に改める。

を「消防団員等福祉事業」に改める。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三

条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、

第四十七条、第四十八条及び第七十二条から

第七十四条までの改正規定、第二条及び第三

条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害

補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条

第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条

の規定 平成七年八月一日

二 第一条中地方公務員災害補償法第四十条第

三項の改正規定 平成八年八月一日

(地方公務員災害補償法の一部改正に伴う経過

措置) 年金の額については、なお従前の例による。

第一条 第一条の規定による改正後の地方公務員災害補償法第三十三条第一項の規定は、平成七年八月一日以後の期間に係る遺族補償年金の額について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金の額については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行(附則第一条第一号の規定による施行をいう。)前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、介護補償の創設、遺族補償年金の額の引上げ等地方公務員災害補償制度における補償の内容を改善するとともに、福祉施設についてその名称の変更及び内容の拡充を図る等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年三月三十一日印刷

平成七年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P